



福岡県医発第151号(地)
平成22年 4月15日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

平成22年度診療医報酬改定に伴う介護保険関連通知の一部改正について

今般、厚生労働省より標記について協力依頼がなされた旨、日本医師会より別添のとおり通知が参りましたのでご連絡いたします。

さて、平成22年度診療報酬改定においては、医療療養病棟の評価に係る見直しとして、これまで1つの報酬であった「療養病棟入院基本料」が、看護職員等の配置や、医療区分2又は3の患者が占める割合等により、「療養病棟入院基本料1」及び「療養病棟入院基本料2」と改定されております。

改定に伴い、介護保険においては関連告示が一部改正され、併せて「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」に示されている、療養体制維持特別加算について、診療報酬改定にあわせた変更が行われております。改正内容といたしましては、文言等の標記のみの変更であり、その内容が変わるものではありません。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知頂くとともに、貴会会員への周知方についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽



(介 3)

平成 22 年 4 月 7 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
三 上 裕 司



平成22年度診療報酬改定に伴う介護保険関連通知の一部改正について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年度診療報酬改定において、医療療養病棟の評価に係る見直しとして、これまで一つの報酬であった「療養病棟入院基本料」が、看護職員等の配置や、医療区分2又は3の患者が占める割合等により、「療養病棟入院基本料1」及び「療養病棟入院基本料2」と改定されております。

それに伴い、介護保険においては関連する告示が一部改正され、併せて「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平12.3.8老企発第40号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）に示されている、療養体制維持特別加算について、診療報酬改定にあわせて変更が行われました。

今般、厚生労働省より当該部分に係る改正通知が発出され本会宛てに協力依頼がありました。今回の一部改正については、文言等の表記のみの変更であり、その内容が変わるものではありません。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会会員への周知方ご高配の程お願い申し上げます。

敬具

記

（添付資料）

- ・「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の送付について

（老老発0331第2号 平22.3.31 厚生労働省老健局老人保健課長通知）

以上

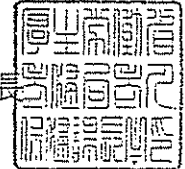




老老発0331第2号
平成22年3月31日

社団法人日本医師会会長
唐澤 祥人 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の送付について

標記につきましては、別添の通知を平成22年3月31日付けで各都道府県介護保険主管部(局)長宛て送付しましたので、お知らせいたします。

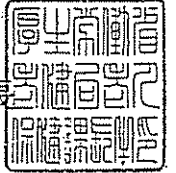
つきましては、通知の趣旨をご理解の上、引き続きご協力下さいますようお願い申し上げます。



老老発 0331 第1号
平成22年3月31日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

平成22年3月31日に「厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する件（平成22年厚生労働省告示第131号）」及び「厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件（平成22年厚生労働省告示第132号）」が別添の通り公布、平成22年4月1日から適用され、また、これに伴い、関連通知の一部を下記のとおり改正し、平成22年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

- 1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）の一部改正
別紙1のとおり改正する。
- 2 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）の一部改正
別紙2のとおり改正する。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

改 正 前	改 正 後
第一 （略） 第二 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表 1・2 （略） 3 短期入所療養介護費 (1) 介護老人保険施設における短期入所療養介護 ①～③ （略） ④ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくはユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定する介護老人保健施設（以下この号において「介護療養型老人保健施設」という。）における短期入所療養介護について イ～ハ （略） ニ 療養体制維持特別加算について 療養体制維持特別加算は、介護療養型老人保健施設の定員のうち、転換前に四：一の介護職員配置を施設基準上の要件とする介護療養施設サービス費を算定する指定介護療養型医療施設又は医療保険の療養病棟入院基本料におけるいわゆる二〇：一配置病棟であったものの占める割合が二分の一以上である場合に、転換前の療養体制を維持しつつ、質の高いケアを提供するための介護職員の配置を評価することとする。 なお、当該加算は平成二十四年三月三十一日までの間に限り、算定できるものとし、その後の加算の在り方については、当該介護療養型老人保健施設の介護ニーズや、当該加算の算定状況等の実態を把握し、検討を行うこととする。 (2)～(13) （略） 4～7 （略）	第一 （略） 第二 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表 1・2 （略） 3 短期入所療養介護費 (1) 介護老人保険施設における短期入所療養介護 ①～③ （略） ④ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくはユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定する介護老人保健施設（以下この号において「介護療養型老人保健施設」という。）における短期入所療養介護について イ～ハ （略） ニ 療養体制維持特別加算について 療養体制維持特別加算は、介護療養型老人保健施設の定員のうち、転換前に四：一の介護職員配置を施設基準上の要件とする介護療養施設サービス費を算定する指定介護療養型医療施設又は医療保険の療養病棟入院基本料1の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟であったもの（平成22年4月1日以前に転換した場合にあっては、医療保険の療養病棟入院基本料におけるいわゆる二〇：一配置病棟であったもの）の占める割合が二分の一以上である場合に、転換前の療養体制を維持しつつ、質の高いケアを提供するための介護職員の配置を評価することとする。 なお、当該加算は平成二十四年三月三十一日までの間に限り、算定できるものとし、その後の加算の在り方については、当該介護療養型老人保健施設の介護ニーズや、当該加算の算定状況等の実態を把握し、検討を行うこととする。 (2)～(13) （略） 4～7 （略）

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号 老振発第0317001号 老老発第0317001号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知)

改 正 前	改 正 後
第一 (略) 第二 指定介護予防サービス単位数表に関する事項 1～8 (略) 9 介護予防短期入所療養介護費 (1) 介護老人保険施設における介護予防短期入所療養介護 ①～③ (略) ④ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくはユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定する介護老人保健施設(以下「介護療養型老人保健施設」という。)における介護予防短期入所療養介護について イ～ハ (略) ニ 療養体制維持特別加算について 療養体制維持特別加算は、介護療養型老人保健施設の定員のうち、転換前に四：一の介護職員配置を施設基準上の要件とする介護療養施設サービス費を算定する指定介護療養型医療施設又は医療保険の療養病棟入院基本料におけるいわゆる二〇：一配置病棟であったものの占める割合が二分の一以上である場合に、転換前の療養体制を維持しつつ、質の高いケアを提供するための介護職員の配置を評価することとする。 なお、当該加算は平成二十四年三月三十一日までの間に限り、算定できるものとし、その後の加算の在り方については、当該介護療養型老人保健施設の介護ニーズや、当該加算の算定状況等の実態を把握し、検討を行うこととする。 (2)～(11) (略) 10～12 (略)	第一 (略) 第二 指定介護予防サービス単位数表に関する事項 1～8 (略) 9 介護予防短期入所療養介護費 (1) 介護老人保険施設における介護予防短期入所療養介護 ①～③ (略) ④ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくはユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定する介護老人保健施設(以下「介護療養型老人保健施設」という。)における介護予防短期入所療養介護について イ～ハ (略) ニ 療養体制維持特別加算について 療養体制維持特別加算は、介護療養型老人保健施設の定員のうち、転換前に四：一の介護職員配置を施設基準上の要件とする介護療養施設サービス費を算定する指定介護療養型医療施設又は医療保険の療養病棟入院基本料1の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟であったもの(平成22年4月1日以前に転換した場合にあっては、医療保険の療養病棟入院基本料におけるいわゆる二〇：一配置病棟であったもの)の占める割合が二分の一以上である場合に、転換前の療養体制を維持しつつ、質の高いケアを提供するための介護職員の配置を評価することとする。 なお、当該加算は平成二十四年三月三十一日までの間に限り、算定できるものとし、その後の加算の在り方については、当該介護療養型老人保健施設の介護ニーズや、当該加算の算定状況等の実態を把握し、検討を行うこととする。 (2)～(11) (略) 10～12 (略)

- 中小企業退職金共済法第二十八條第一項の厚生労働大臣が定める率を定める件(同一二一)
- 中小企業退職金共済法第三十條第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件(同一二二)
- 確定給付企業年金法附則第二十八條第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件(同一二三)
- 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件(同一二四)
- 雇用保険法施行規則第百十二條第二項第一号イ(2)の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件(同一二五)
- 厚生労働科学研究費補助金取扱規程の一部を改正する件(同一二六)
- 確定給付企業年金法施行規則第五十五條第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件(同一二七)
- 確定給付企業年金法施行規則第四十三條第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率の一部を改正する件(同一二八)
- 厚生年金基金令第三十九條の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を改正する件(同一二九)
- 厚生年金保険法第八十五條の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例の一部を改正する件(同一三〇)
- 厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する件(同一三一)
- 厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件(同一三二)
- 職業能力開発促進法施行規則第四十五條の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示の一部を改正する件(同一三三)

- 健康保険法施行令第六十一條第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件(同一三四)
- 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の規定に基づき平成二十二年の単位掛金額を定める件(同一三五)
- 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件(同一三六)
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準の一部を改正する件(同一三七)
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三條第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件(同一三八)
- 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示(同一三九)
- 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件(同一四〇)
- トリクロロエチレン若しくは化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五條に定める製品でトリクロロエチレンが使用されているもの又はテトラクロロエチレン(クリーニング営業者に係るものを除く)若しくは同令第五條に定める加硫剤、接着剤(動植物系ものを除く)、塗料(水系塗料を除く)、洗淨剤(クリーニング営業者に係るものを除く)若しくは繊維製品用仕上加工剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針(厚生労働・経済産業・環境四)

- クリーニング営業者に係るテトラクロロエチレン又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五條に定める洗淨剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針(同五)
- トリフェニルスズ化合物の環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針(同六)
- トリブフェニルスズ化合物又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五條に定める製品でトリブフェニルスズ化合物が使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針(同七)
- トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五條に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項(同八)
- トリフェニルスズ化合物の容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項(同九)
- トリブフェニルスズ化合物又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五條に定める製品でトリブフェニルスズ化合物が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項(同一〇)

- 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第四條の六第一項の厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機、同項の届出等及び同令第五條第一項の申出を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準、同令第四條の六第二項第三号及び第五條第二項第三号の電子証明書並びに同令第一項の事項の入力方法等に関する告示(同一一)
- 農薬取締法第十四條第三項の規定に基づき、農薬中に含まれるダイオキシン類の検査方法を定める件の一部を改正する件(農林水産五三七)
- 種苗法第二條第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件(同五三八)
- 森林法の規定に基づき、森林計画区を定める件の一部を改正する件(同五三九)
- 平成二十二年産の水稲及び陸稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件(同五四〇)
- 電気主任技術者免状に係る学校等の認定基準に関する告示を定める件(経済産業七一)
- 経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第二十條第一項の届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準及び第二十條第二項第三号の電子証明書等に関する告示(同七二)
- 自転車競技法施行規則第十六條第一項第一号、第三号及び第五号ただし書の規定に基づき、一競輪場当たりの年間開催回数及び年間開催日数並びに一競輪施行者当たりの年間開催回数を定めた件(同七三)

平成二十二年三月三十一日
厚生労働大臣 長妻 昭